

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2014 年 10 月 22 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 060-0002

住所

札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011-251-3897

評価機関名 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

認証番号 北海道 第12-006号

代表者氏名 会長 三宅 浩次

下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	斉藤 和雄	組織	第0202号
	(2)	坂本 豊	福祉	第0093号
	(3)	山崎 美智子	総合	第0150号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	鉄道弘済会旭川保育所			
設置者名称	公益財団法人鉄道弘済会			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2013 年 11 月 28 日	~	2014 年 10 月 22 日	
利用者調査実施時期	2013 年 12 月 4 日	~	2014 年 1 月 8 日	
訪問調査日	2014 年 3 月 6 日			
評価合議日	2014 年 4 月 3 日			
評価結果報告日	2014 年 10 月 22 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称: 公益財団法人 鉄道弘済会

代表者氏名: 会長 佐々木 信幸

所在地: 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-1

TEL 03-5276-0311

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

○保育理念の策定及び事業推進について

公益財団法人鉄道弘済会の福祉に係る基本理念に基づき、保育所の保育理念が作成されています。また、保育理念や鉄道弘済会の中期経営計画である「KOUSAI創る2014」に基づき、保育所の中期事業計画が策定され、これに基づき各年度の保育所事業計画が策定されており、鉄道弘済会の福祉に対する理念が、保育所の事業に反映される仕組みとなっています。特に、平成9年度の早い段階から、市内で初めて地域子育て支援センターを開設し、「おひさま」の愛称で、電話や来所による子育て相談や子育て講座等各種講座を開設するなど、地域にとって子育ての重要な拠点となっています。

○質の向上に向けた組織的な評価・改善への取り組み

園では保育サービスのより高い質の向上を目的として、法人の「GoGoKAIZEN」をもとに、職員からの提案が保育に反映しているのを始めとして、職員一人ひとりが自己申告書を作成し、日々の自らの業務を評価、提案する土台が出来ていることは評価に値します。また、定期的なクラス会議、職員会議や保護者との懇談会の積み上げをベースとして、取り組みも行われています。これらのことは目的・実施・反省(評価)・改善であり、正にPDCAサイクルが機能していることの表れであり評価できます。

○障がいのある子どもが共に成長できるような特別支援保育について

平成11年から特別支援保育(障がい児保育)を実施しています。特別支援保育士を配置し、会議でケース紹介、保育内容、配慮すべき点などを報告し、全職員で検討し、共有化しています。療育センター、児童デイサービスなどの並行通園も含め現在複数名の子どもが在籍しています。保育士は障がい児保育の研修を受け、各ケースについて関係機関との相談や保育園での指導を受け、連携を密に取りながら発達支援を行っています。また、保護者には日々連絡ノートや懇談により子どもの状況を伝えあい、特に母親支援を含めた、きめの細かい取り組みは評価できます。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

鉄道保育所では、平成16年より5年毎に第三者評価を受審しております。過去2回の受審から、第三者から見た保育の姿が見えたことにより、一人ひとりの保育士の目標を「保護者視線で子どもの育ちを見守ること」を中心に実践し、学習会やミーティングで考えを職員全員で共有してきました。

今回も、第三者から、細部にいたる丁寧な審査とコメントを頂き、これからの保育への自信と励みとなりました。

今後も地域から信頼される保育所運営を目指し、保育環境の質の向上と、人材育成に取り組んでまいります。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 25 年 12 月 20 日

経営主体 (法人名)	公益財団法人 鉄道弘済会		
事業所名 (施設名)	鉄道弘済会旭川保育所	事業種別	保育所
所在地	〒070-0872 旭川市春光2条8丁目1番3号		
電 話	0166-51-0572		
F A X	0166-59-2020		
E-mail	tetsudou-ho@kousaikai.or.jp		
U R L	http://www.kousaikai.or.jp/sukovaka/asahikawa/index.html		
施設長氏名	斎藤 利幸		
調査対応ご担当者	斎藤 利幸 (所属、職名：所長)		
利用定員	90 名	開設年	昭和 32 年 10 月 1 日
理念・基本方針： <保育理念> 一人ひとりの子どもを大切に、保護者や地域から信頼され選ばれる保育所を目指す。 <基本方針・保育方針> ◎安心して過ごせる保育の中で、子どもの最善の利益が守られ、子どもの可能性を大きく育む保育を目指す。 ◎全職員の専門性を高め、在園児及び地域の子育て中の親へ、適切な子育て支援を行う。 ◎地域や関係機関との連携により、保育所機能を充実させ、保護者や地域社会から信頼される保育所を目指す。			
開所時間 (通所施設のみ)	午前7時から午後7時まで。		

【当該事業に併設して行っている事業】

(例) ○○事業 (定員○名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援センター事業 ・ 障害児保育事業 ・ 延長保育事業
-----------------	--

【利用者の状況に関する事項】（平成25年4月1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
2名	7名	7名	11名	20名	23名
5歳児	6歳児	合 計			
25名	0名	95名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合 計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合 計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(平成25年4月1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	18名	1名	名	名	名
非常勤	11名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	14名	1名	名
非常勤	名	名	9名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	2名	名	名	名	名
非常勤	名	名	2名	名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	14名 (9名)
看護師	1名 (名)
栄養士	2名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	628.4 m ²		
(2) 園庭面積	875.5 m ²		
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行つて外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和	32年	
(5) 改築年	平成	3年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制		
(2) 建物面積	m ²		
(3) 敷地面積	m ²		
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

- ・平成 24 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

215 人

- ・ボランティアの業務

- ・子育て支援講座の母親支援及び託児

【実習生の受け入れ】

- ・平成 25 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 15 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・保護者懇談会
- ・保育内容説明会
- ・連絡ノート
- ・個人面談
- ・ご意見ボックス設置

【その他特記事項】

当保育所の特色である「園文庫」は、1979年から父母の会と協力し、保育での読み聞かせと家庭への貸し出しを行っている。絵本は、「各年齢別絵本リスト」を一年間の学習に合わせ策定している。また、保護者には、「園文庫だより」を発行し、親子読み聞かせによる親子関係支援に繋がっている。子どもの成長に合わせ四季を通した戸外遊び、散歩、リズム運動、体育遊びに取り組んでいる。職員研修として、保育事例レポートを保育士全員が取り組み、保育実践発表を通して自分達の保育を研究している。

評価細目の第三者評価結果（保育所）

公益財団法人鉄道弘済会

旭川保育所

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－１－（１） 理念、基本方針が確立されている。		
Ⅰ－１－（１）－① 理念が明文化されている。	a	法人及び保育所の使命が反映された理念が明文化され、パンフレット、入園のしおり等に掲載されており、玄関ホールにも掲示されている。
Ⅰ－１－（１）－② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	法人及び保育所の使命が反映された理念に基づき基本方針が明文化され、内容は具体的で職員の行動規範となっている。これらは、パンフレット、入園のしおり等に掲載されており、玄関ホールにも掲示されている。
Ⅰ－１－（２） 理念や基本方針が周知されている。		
Ⅰ－１－（２）－① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	全職員が参加する職員会議及び保育士が中心の週会議の場で、所長から理念や基本方針が説明され、職員に周知されている。また、理念や基本方針が記載された「保育所マニュアル」が正職員に配布されている。また、臨時職員も備え付けの「保育所マニュアル」を見ることができ、全職員が業務を行うに当たり絶えず目にすることとなり、理解が深まる取り組みとなっている。
Ⅰ－１－（２）－② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	保護者に対し、入園時には、理念や基本方針が記載された「入園のしおり」により説明し、入園後は、クラスごとに開催される懇談会の場で説明を行っている。市の関係機関（所管課、療育センター）や町内会へは、理念、基本方針が記載されたパンフレットや「子育てニュース」を配布し、周知するよう取り組んでいる。

Ⅰ－２ 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－２－（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ－２－（１）－① 中・長期計画が策定されている。	a	法人全体の中期経営計画である「KOUSA I 創る2014」に基づき、理念や基本方針の実現に向けた中期事業計画が策定され、職員の配置や人材育成、施設整備の計画など具体的な取り組みが示されている。
Ⅰ－２－（１）－② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a	中期事業計画に基づいた保育所事業計画が作成されており、地域の子育て支援施設としての取り組みや特別支援保育の充実など、具体的な取り組みが示されている。
Ⅰ－２－（２） 事業計画が適切に策定されている。		
Ⅰ－２－（２）－① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a	全職員が参加する職員会議の場で保育所長が事業計画案を示し、全職員で協議・検討し策定している。また、実施状況の把握や評価、見直しについても同会議の場で行われており、組織的な取り組みがなされている。
Ⅰ－２－（２）－② 事業計画が職員に周知されている。	a	全職員が参加する職員会議で事業計画が策定されているが、事業計画策定後も、必要に応じ職員会議の場で事業計画が示され周知が図られており、職員による理解も深められている。
Ⅰ－２－（２）－③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a	入所時の説明会や保育内容説明会、クラスごとに開催される懇談会で、保育所長から事業計画を説明し周知が図られている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	「管理規程」及び「組織図及び業務分担表」に管理者の役割と責任が規定されており、また、職員会議の場等で表明し、職員に理解されるよう取り組んでいる。
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	職員のコンプライアンスについて、法人の理事による職員に対する説明会が開催されている。また、法人が実施する「業務機関長会議」や「実践業務機関長研修」に保育所長が出席し、これら会議等の内容を職員会議等で周知するよう取り組んでいる。
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a	職員から自己申告書を提出してもらい、これに基づき保育所長が面談し、保育の質の向上について職員から提出された意見を取り入れるようにしている。また、父母の会とも定期的に話し合いを持ち、ニーズの把握に努めるとともに、保育の質について評価・分析等を行っている。
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a	保育所事業計画の中に、「G O G O K A I Z E N」への取り組みが記載されており、実行されている。これは、職員から、財務や園児の安全管理等保育所運営に係る提案を受け、保育所長と面談を行い業務の改善等に向けた取り組みを行うもので、保育所長の指導力が発揮される場となっている。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a	行政が行ったニーズ調査の結果の把握や、旭川民間保育所相互育成会主催の法人役員研修会に参加し、研修を受け最新の情報を入手するなど、保育事業を取り巻く動向を的確に把握するための取り組みを行っている。
II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a	「G O G O K A I Z E N」への取り組みにより職員から提案された課題等の解決に向け、法人本部、北海道支部と打合せを行い、施設運営や職員配置等の課題の改善に向けた取り組みを行っている。
II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a	保育所長には、経費の支出に関し限られた権限しか与えられていないため、ほとんどの予算執行は法人本部が行っており、法人本部に対し監査法人による外部監査が実施されている。

II-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a	法人本部において、毎年、過去3ヶ年の実績を基に、翌年度の保育所の人材確保や人事管理に関する考え方が示されてくるので、これに基づき人材を確保するとともに人事管理等が行われている。
II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a	法人では、人事考課制度を導入し、職員の評価を行っている。人事考課に当たり、一般職、指導職、管理職の区分があること、評価は1から5までの5段階で行っていること等が職員に周知され、保育所長が年2回、評価に当たっている。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a	個々の職員の就業状況に関するデータを把握するとともに、職員の意向や意見が記載された自己申告書を毎年提出させ、保育所長が個別に職員と面談し、必要に応じ改善策を講じている。

II-2-(2)-② 職員の福利厚生事業や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a	民間会社が行っている福利厚生事業に加入しており、職員の旅行、買い物、各種施設利用時にサービスを受けることができる。また、鉄道弘済会が実施する福利厚生事業（結婚・出産祝い金の支給、住宅資金の貸付等）も充実している。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a	中期事業計画及び保育所事業計画に、中堅研修・非常勤対象研修の充実、部内・部外研修への参加と報告会での学びの共有化、保育事例研究の定期的学習会や課題別学習会への取り組み、保育書類のデータ化と共有化等職員研修に関する基本姿勢が明示されている。
II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	a	職員から提出される自己申告書に記載されている研修に対する意向や保育所の研修計画に基づき、個々の職員に対して研修計画が策定され、鉄道弘済会が実施する通信教育の受講、部外研修への参加、職場内研修を実施している。
II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a	研修終了後、職員はレポートを作成し、報告会や勉強会の場で発表している。研修の成果は、業務への反映などの評価を行うとともに、新たな研修計画にも反映している。
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生受け入れマニュアルである「保育実習生の受け入れ」が明文化されており、平成25年度は、保育士資格取得のための実習生を、道内各地の学校から15名受け入れ、実習プログラムを作成し実施している。

II-3 安全管理

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a	緊急時に対応するため「非常時連絡系統」を整備するとともに、「事故対応マニュアル」、「感染症対応マニュアル」、「不審者侵入時の危機管理マニュアル」等が作成され、全職員に周知されている。
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保の取組を行っている。	a	災害時に対応するためのマニュアルである、「火災発生時の避難の基本」、「地震発生時の避難の基本」、「水害・台風発生時の避難の基本」を作成し、園庭や中学校に避難すること等が定められ職員に周知されている。また、災害発生時の担当責任者が決められるなど、災害に対応できる体制が取られている。
II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a	施設及び子どもに対する安全管理マニュアルを作成し、全職員がこの内容を理解し共有するとともに、マニュアルに記載してあるチェックリストにより、施設や遊具等を毎日点検している。また、ヒヤリハットについては、職員会議で報告され、職員間で共有するとともに再発防止に取り組んでいる。

II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a	保育所の入り口に掲示版が設置してあり、保育所の行事やお知らせ等を掲示し、広く地域住民に情報発信している。町内会へは園だよりを配布し、園行事への参加を呼び掛けるとともに、近隣の小中学校へは、園だよりや子育てニュースを送付し、コミュニケーションを図っている。

II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a	保育所の事業として、平成9年度から地域子育て支援センター事業を行っている。事業としては、子育て等について、電話や来所による相談を実施するほか、親子遊びの広場、子育て講座や子育てパパ・ママ講座の開設、子育てサロンの開放、子育てボランティアの育成、子育てニュースの発行など、子育てに係る支援活動を行っている。
II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a	ボランティア受け入れマニュアルである「ボランティアの受け入れ」が整備され、ボランティア受け入れに関する方針が明示されている。また、ボランティアに対し年3回研修を行い、質の向上を図っている。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a	児童相談所や保健所など、各種保育問題に対応できる専門機関を「保育事業基本図」にリスト化して明示し、職員で共有している。また、「子育て・女性に関する相談窓口一覧」が廊下に張り出され、保育所利用者が自由に見ることができる。
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a	今日的な保育に係る状況に対応するため、市保健所、児童相談所、青少年育成協会、市内小中学校等と連携を密にしている。障害児保育など特別な支援を要するケースについては、必要に応じ市の療育センターと連携をとり対応している。また、近隣小学校の運営協議会の委員に保育所長が就任し、要支援児童の対応等の協議に取り組んでいる。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a	保育所で第三者委員に選任している民生委員や児童委員、地域子育て支援センター、父兄のサークルである子育てサークルなどを通し保育ニーズを把握し、事業計画等に反映している。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a	把握した福祉ニーズに基づき、地域の子育てサークルへ支援に行ったり、保育所の4、5歳児が公民館へ行き高齢者との世代間交流に参加したりして、活動を行っている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	「一人ひとりの子どもを大切に、保護者や地域社会から信頼され、選ばれる保育所を目指す」との保育理念が掲げられ、職員に周知されている。また、児童虐待に関して、「子どもの虐待マニュアル」が整備され、それに基づき勉強会などの取り組みも行っている。園児の靴箱にそれぞれ貼られている動物のキャラクターシールは、園児が自ら選択する機会などを設けており、性差についての配慮もうかがえる。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a	プライバシー保護に対する取り組みは、規程が整備されるとともに、職員会議などでも常に意識づけを行っている。前回、訪問調査時に「取り組みを期待」されてb評価となった項目であるが、改善がなされており、評価を真摯に受け止めている。また、実際のサービス提供場面においても、計画や記録などから一人ひとりのプライバシーに配慮していることがうかがえる。
Ⅲ-1-(2) 利用者の満足の向上に務めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a	「一人ひとりを大切に育む保育」、さらに保護者や地域から信頼され、選ばれる保育の実践のために、保護者との面談を重視し、各年齢別の個人懇談、クラス懇談会、父母の会との懇談を通して、保護者の意向の把握に努めている。懇談で出された意見や保護者の保育の悩み等は、週1回開催の保育会議で検討し、仕組み作りに活かしている。

Ⅲ－１－（３） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ－１－（３）－① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a	園内に「保護者相談」を掲示するとともに、日常的な声かけを行い、話しやすい雰囲気づくりに努めている。保護者との懇談の場として、事務所に面談室を確保している他、クラス単位の面接などの体制を整備している。また、各クラス毎には1週間にあった出来事を掲示し、保護者に対し、園の実施しているサービス提供内容が、周知できる仕組みをとっている。
Ⅲ－１－（３）－② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a	「苦情解決窓口設置要綱」「第三者委員」が整備されており、園の玄関などにも掲示がされている。また、保護者に対しては、入所時と年度初めに文書で説明している。
Ⅲ－１－（３）－③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a	園内に「意見ボックス」が設置され、意見の他、苦情についても対応している。「意見ボックス」に寄せられた意見や苦情については、定例会議だけではなく、段階的な各種会議でも取り上げるとともに、寄せられた意見等への改善結果についてはお便りで保護者に周知がなされている。

Ⅲ－２ サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－２－（１） 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ－２－（１）－① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a	保育士全員が「自己点検」を活用し、主任保育士・保育士の隔てなく、その提供しているサービスについて評価を行っている。また、自己評価プロジェクトチームが平成16年度から組織され、分野別評価会議を開催している。評価会議結果により、マニュアル等の見直しにも着手しており、PDCAサイクルが機能している。
Ⅲ－２－（１）－② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a	法人の「GoGoKAIZEN」（日常生活の不都合な事柄を職員自らが気づき改善を考える）に保育士・看護師・栄養士など全職員で取り組み、改善に繋げている。日々のサービス提供場面で、緊急性の高い事柄については、職員会議・クラス会議などで見直しを行っている。
Ⅲ－２－（２） 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ－２－（２）－① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a	園における個々の標準的な実施方法である各種マニュアルは整備されている。マニュアルは、正規職員は各自が常に所持し、非正規雇用の職員は備え付けのもので確認できる体制がなされている。
Ⅲ－２－（２）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	個人懇談会や日々の保護者の意見等を定期的に職員会議などで検証し、サービスの向上に努めている。見直しについては、チーム会議を開催し、見直しをより具体的に進める体制整備がなされている。
Ⅲ－２－（３） サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a	園児一人ひとりに対する日誌、個別指導計画や個人懇談記録を基にした職員会議の記録がある。健康管理や保健指導などの記録も整備されており、所長と主任が管理している。各記録の記載に関する職員間のブレは見当たらない。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	法人として、管理規程や個人情報保護規程が整備されている。所長が管理者となり、法人が規定した保存年限に基づき管理をしている。特に重要な書類については、災害時に持ち出しできるように「非常持出」として区分されている。
Ⅲ－２－（３）－③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a	全クラスで行われる週会議、部門横断的に全職員が参画する職員会議の仕組みがあり、全職員が情報を共有している。日々の状況については、朝の視診と連絡簿の共有により朝夕の交代時の引継ぎで対応している。

Ⅲ－３ サービスの開始・継続

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－３－（１） サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ－３－（１）－① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a	園ではホームページを開設し、保護者に対してサービス提供の指針や情報等を広く公開している。入園のしおりを公民館、市役所、小学校等に配架し、情報提供を行っているとともに、見学希望に随時応じ、保育内容の説明を行っている。
Ⅲ－３－（１）－② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a	「入園のしおり」、「要覧」を基に入園児説明会で説明を行うとともに、保護者との個別面談時に説明して同意を得ている。また、薬の受け入れや感染症登園基準についても説明し同意を得ている。サービス開始までの手順は、「園児アセスメントマニュアル」として整備がなされている。保護者より本会に提供いただいた「家族アンケート」からも園が真摯に説明されたことがうかがえる。
Ⅲ－３－（２） サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ－３－（２）－① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	卒園前に、園児のプライバシー保護に配慮し、指導要録を進学先の小学校に情報提供を行っている。また、直接の懇談の機会を設け、進学先での生活が円滑になるように配慮している。園として、卒園後にも保護者のために門戸を開き相談窓口となり、社会資源のひとつとして機能している。

Ⅲ－４ サービス実施計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－４－（１） 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ－４－（１）－① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a	園児一人ひとりに対するアセスメント手順は、「園児アセスメントマニュアル」を整備しており、そのマニュアルを手順として、入園児に作成された児童票に基づき、一人ひとり担当が聞き取りを行っている。さらに、個人懇談の機会に変更等を確認し、変更があった場合には、速やかに訂正を行っている。
Ⅲ－４－（２） 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ－４－（２）－① サービス実施計画を適切に策定している。	a	サービス実施計画の策定責任者は園長が務めている。クラス担任保育士は「保育実施マニュアル」に基づき、指導計画を策定し、それを部門横断的な職種で構成されている職員会議において、総合的に検討・協議し、サービス実施計画としている。
Ⅲ－４－（２）－② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	マニュアル手順に沿って、担任、リーダー、主任、所長が参画する各種会議において評価・見直しを行っている。年間の評価・見直しは、年度末に行うとともに、次年度のサービス実施計画に反映させている。

評価対象 保育所 付加基準

A－１ 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
1－（１） 養護と教育の一体的展開		
A－１－（１）－① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	保育課程は保育指針、法人の保育理念の趣旨をとらえ、基本方針に基づき、子どもの背景や発達過程をふまえ編成している。年度初めに保育内容説明会を開き、保護者の意見や要望を聞いている。地域では、町内会に「子育てニュース」を配布したり町内の民生委員などと懇談し、実態を把握している。全職員で定期的に評価している。評価に基づき保育課程の編成は毎年度末に見直し改善を行っている。

<p>A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>「乳児保育マニュアル」を整備している。看護師を配置し、日常の状態の観察を行うなど保健的な配慮をしている。月齢の低い乳児にはベテラン保育士を配置し、連絡ノートや口頭で家庭との連絡を密にしている。個別指導計画を作成し、一人ひとりの生活リズムや発達に合わせた援助をしている。栄養士や看護師による離乳食やSIDSに関する必要な知識は全職員に周知され、睡眠など個々の状態を考慮し、睡眠時は呼吸や健康状態を定期的に確認している。</p>
<p>A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>「1・2歳児保育マニュアル」を整備している。個別指導計画を作成し、基本的生活習慣の形成と自我の育ちを見守り、自発的な活動を促していく対応を心がけている。3ヶ月ごとに担当保育士を変えるローテーションを組んでいる。保育士との関わりの中で、安心して過ごしながら探索活動が十分行われ、好きな遊びや全身を使うような様々な遊びを取り入れる工夫や配慮をしている。</p>
<p>A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>「3・4・5歳児保育マニュアル」を整備している。子どもの発達、興味、関心に合わせ、自由に選択出来る遊びの時間や空間が確保されている。子どもが自由に素材や玩具などを自分で取り出し遊べるように工夫され、自発的活動や、友だちと協同して活動出来るような働きかけをし、適切にかかわっている。行事やグループ遊び、自由遊びは異年齢の子どもたちの縦割り保育をしている。</p>
<p>A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>年長児の就学に向けて指導計画に基づき保育を行っている。成長過程等保護者との連携を密にし個別に対応している。入学予定の小学校に保育所児童保育要録を作成し、送付とともに直接懇談を行っている。隣接する小学校の学習発表会や運動会などの学校行事に参加をしている。園ではバザーに卒園児を招待したり小学生との交流会などふれあう機会を設けている。</p>
<p>1-(2) 環境を通して行う保育</p>		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。</p>	<p>a</p>	<p>採光や換気、保湿、保温などの環境保健に配慮している。ホールは室温の目安を提示し、夏季はエアコンを適宜使用している。乳児室横の這い這いで行く「わくわくルーム」は床暖房になっている。寝具類は月2回家庭に持ち帰り洗濯乾燥をしている。安全面ではマニュアルにそって定期的に点検、記録をしている。看護師が手に触れる箇所を毎日消毒している。年齢別の各保育室は子どもたちが安心した環境の中で、自由に遊びに取り組めるように配慮している。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>一人ひとりの子どもの生活実態や生活リズム、成長の様子を把握し、対応している。生活リズムを見直し、日中の様々な遊びの充実を含めバランスのとれた身体づくりを行っている。子どもの身体づくりの一つとしてはだし保育を行い、リズム運動や水・砂・泥んこ遊び、散歩、雪遊び、歩くスキーなど自然の中での身体的な活動を取り入れている。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもたちが友だちと協同して活動出来るような働きかけをし、コーナー保育を中心として子どもの発達、興味、関心に合わせ、自由に選択出来る遊びの時間や空間が確保されている。園庭では砂場コーナー、アスレチックコーナー、色々な種類の野菜を作る畑、室内ではままごとコーナー、絵本コーナー、くつろげるごごコーナーなど遊びを楽しむことが出来るように環境を工夫している。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>自然公園、美術館、動物園、雪山遊びなど園外保育に積極的に取り組み、社会資源とかかわる機会を作っている。公共機関の乗り物に乗り、社会的ルールを学んでいる。公民館で世代間交流事業に参加し、高齢者と触れあっている。伝統行事の伝承にも取り組んでいる。近隣にある12の公園への地域マップをつくり、散歩や遊びを楽しんでいる。</p>

<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>絵本コーナーで自由に好きな絵本を見ることが出来る。絵本や紙芝居の読み聞かせを行ったり、父母会文庫で保護者と協力し合い絵本を通して親子でコミュニケーションを深める環境を提供している。園文庫から子どもが好きな絵本を借りることや園文庫だよりを発行して絵本の紹介や幼児期の絵本の大切さを保護者にも伝えている。楽器や造形素材で自由に表現活動を楽しめるよう環境設定をしている。</p>
<p>1-(3) 職員の資質向上</p>		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>a</p>	<p>人事考課として年2回保育士の業務目標と課題を設定し、その取り組み状況を自己評価し、期末に所長と面談し保育の質の向上改善を図っている。年1回事例検討会や保育セミナーなど園内・法人研修会で学んでいる。</p>

A-2 子どもの生活と発達

<p>2-(1) 生活と発達の連続性</p>		
<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>入園時、児童票と面接で子どもの育ち、家庭環境について情報を得ている。入園後も、子ども一人ひとりの家庭環境や生活リズムを把握し、日常的に保護者との情報交換を行い、子どもへの理解を深めている。毎月の保育会議で職員間の共通認識のもと、子ども一人ひとりに合わせた援助や要求に対して、その都度気持ちを受けとめて対応している。年2回全園児一人ひとりの「子どもの成長の記録」をつけている。</p>
<p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>特別支援保育について、特別支援保育士を配置し、会議でケース紹介、保育内容、配慮すべき点などを報告し、全職員で検討し、共有化している。障害児保育の研修を受けている保育士は10名在園している。各ケースについて関係機関との相談連絡を密にし、発達支援を行っている。また保護者には日々連絡ノートや懇談により子どもの状況を共有している。</p>
<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>延長保育は、乳児保育室や玄関横のわくわくルームで家庭的雰囲気の中で、遊具や絨毯を敷きのんびりとリラックスして遊べるように配慮している。その日の出来事は連絡記録簿に記載し、延長保育の保育士が保護者に口頭で伝えている。</p>
<p>2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場</p>		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>「園児の健康マニュアル」や保健計画を作成している。朝の視診、連絡ノートにより、家庭から引き継ぎ、看護師と担当で連絡しあいながら経過を見守っている。子どもの伝染病のお知らせなどは、保護者との情報交換で一人ひとりの状況を常に把握している。特に対応に配慮が必要な場合は、職員間での情報を共有し降園時に細かく保護者に伝えている。体調のすぐれない子どもには保護者と確認し静養する場所が用意されている。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもたち自身で配膳や後片付けなどを、手際よく協力し行っている。食育計画を作成し、食育の観点からも、野菜の栽培や収穫した野菜をクッキングし保育に取り入れながら食べる楽しさを知らせている。栄養士や保育士が三食栄養や食事のマナーなどを指導し、食べ物に関心を持ち「食を営む力」を育てている。</p>
<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>旭川市給食統一献立表により、調理している。栄養士が保育室を回り、食事の様子を見守りながら子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。保育士と調理員との連携が十分取られ、給食会議や日々の中で、子どもの喫食状況に合わせた献立や調理を工夫する意見交換をしている。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>年間計画に基づき健康診断を実施している。健診結果は個人別の健康カードに記録し、職員間で情報を共有し、保護者に個別に報告している。健診後は嘱託医とカンファレンスを行い、一人ひとりの子どもの発育・健康状態について話し合い、日々の健康管理に有効に活用している。</p>

2-（3） 健康及び安全の実施体制		
A-2-（3）-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a	除去食に関しては、医師による意見書を提出、専門医の指示を受け、個別に対応している。保護者から十分な聞き取りを行い、代替食を提供、誤食がないように配膳時には個別のトレイで確認している。アレルギー疾患等についての知識や誤食がないよう看護師、栄養士、担任、全職員で対応策を話し合い共通理解をし、進めている。
A-2-（3）-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a	「大量調理マニュアル」を整備し、調理場、水回りなどは衛生管理チェックリストにより衛生管理が継続的に行われている。食中毒発生時対応マニュアルを整備し、職員研修を実施している。トイレや水回りは清掃事項と時刻、担当者等を一覧としたチェックリストを提示して定期的に点検を実施している。

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
3-（1） 家庭との緊密な連携		
A-3-（1）-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	食育計画を作成している。献立表や好評なレシピを配布している。その日の献立のサンプルを掲示している。給食便りで伝統的な季節の行事食や保育参加では親子クッキングを行い、発育期にある子どもの食事の重要性を伝えている。年1回保育参加日の試食会後に食のアンケートをとり給食の献立に反映している。
A-3-（1）-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a	0～1歳児、障がい児には連絡帳があり、2歳児以上はクラスの日々の出来事を「今日のようす」として保育室に掲示するとともに、送迎時に日常的な情報交換を行い、保護者との信頼関係を築いている。年2回の個人懇談を実施している。保護者と子どもの状況を把握し、随時個別に相談も受け記録に残し、適切な保護者支援を行っている。
A-3-（1）-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a	園が落ち着いた5月に保育内容説明会を設け、保護者へ子どもの発達や育児、保育の意図やお知らせを伝えている。また保護者から意見や要望を聞き、相互理解のための話し合いの場になっている。クラス懇談会は年3回行っている。保育参加日は年2回実施し、親子で給食を食べたり遊びに参加して、子どもの様子や保育の共通理解を図っている。
A-3-（1）-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a	虐待防止マニュアル、虐待対応マニュアルを整備し、職員研修を実施している。保育の中での視診、子どもや家庭の不適切な養育状況を把握して、園全体で情報を共有し、虐待の未然の防止や早期発見に努めている。情報は速やかに施設長に届く体制と行政や関係機関との連携体制を整えている。今年度は虐待ケースがあり各機関とカンファレンスを行い対応している。